

条例の概要

基本理念

市民公益活動の活性化は、次の事項を旨として行うものとします。

- (1)必要な情報を相互に提供・共有すること。
- (2)立場や役割を相互に理解すること。
- (3)自主性・主体性を相互に尊重すること。
- (4)活動に相互に参加・参画し、又は多様な連携を図ることにより、目的・課題を共有し、その達成・解決を目指すこと。

市民の役割

自らが暮らす地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、行動するとともに、市民公益活動に関する理解を深め、主体的に参加・協力するよう努めるものとします。

市民公益活動団体の役割

- 1.社会的な責任を自覚し、主体的に活動を行うよう努めるものとします。
- 2.市民の理解・協力が広く得られるようにするとともに、活動の公正性・透明性の確保に努めるものとします。
- 3.団体相互の多様な連携を図ることなどにより、共働を積極的に図るよう努めるものとします。
- 4.上記のほか、次の市民公益活動団体は、その特性に応じた役割を果たすよう努めるものとします。
 - (1)自治組織
住民自らの発意による多様な活動及びより多くの市民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと。
 - (2)NPO・ボランティア団体
社会的な課題の解決を目的とする活動において、専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと。

事業者の役割

地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、連携・協力して、主体的にその推進を図るよう努めるものとします。

学校の役割

本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識や技術、教育や研究の成果等を社会に還元し、又は施設の地域開放を進めることなどにより、市民公益活動の活性化に協力するよう努めるものとします。

市の責務

- 1.市民公益活動の活性化のために必要な施策を策定・実施しなければならないものとします。
- 2.市民公益活動を行う者の自主性・主体性を尊重するとともに、施策の実施に当たっては、内容や手続の公正性・透明性を確保しなければならないものとします。
- 3.施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的にこれを推進するものとします。

市の施策

(市民公益活動の活性化のため、市が行う主な施策)

情報の提供等、学習機会の提供等、人材の育成及び拠点施設の機能の充実、市民公益活動に対する助成、市民公益活動団体の特性の活用。

審議会の設置・運営

市民公益活動の活性化に関し必要な事項について調査審議します。



福岡市 市民局 市民公益活動推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

電話:092-711-4283 ファクス:092-733-5595 Eメール:koeki.CAB@city.fukuoka.jp